

議案第 35 号

甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和 41 年 12 月条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(甲府市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 甲府市病院事業の設置等に関する条例(昭和 41 年 12 月条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(甲府市地方卸売市場事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 甲府市地方卸売市場事業の設置等に関する条例(昭和 49 年 3 月条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(甲府市簡易水道等事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 甲府市簡易水道等事業の設置等に関する条例（令和元年12月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴う規定の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。